大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　大阪府（以下、「府」という。）は、一人でも多くの方々の２０２５年日本国際博覧会（以下「２０２５年大阪・関西万博」という。）に対する関心、期待感等を高めるため、府内の市町村における２０２５年大阪・関西万博の機運を醸成するイベントの開催を支援することを目的に、２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業を実施する。本事業の実施にあたり、２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付対象は、府内の市町村（大阪市を除く。以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、府内で開催される地域のイベントで、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）補助事業者が主催し、又は共催する事業

（２）２０２５年大阪・関西万博の機運醸成を目的に含むもの

（３）広く集客が見込まれ、概ね１００人以上が参加するもの

（４）補助事業の効果検証を行うもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

（１）政治的、宗教的な事業

（２）専ら営利を目的とした事業

（３）専ら特定の地域住民や団体のために実施される事業

（４）公の秩序又は善良な風俗を害し、又は害するおそれがある事業

（５）大阪府暴力団排除条例（平成２２年大阪府条例第５８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第３号に規定する暴力団員等が、主催し、又は共催する事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費（２０２５年大阪・関西万博の機運醸成に係る経費に限る。以下「補助対象経費」という。）であって、別表１に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

（補助率及び補助上限額）

第５条　補助率及び補助上限額は、別表２に定めるとおりとし、府の予算の範囲内において交付するものとする。

２　補助額は、前項により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項に規定する補助金の交付の申請にあたっては、補助事業者は、知事が別に定める期日までに、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による交付申請書には、別表３に定める書類を添付しなければならない。

３　補助事業が複数の補助事業者で実施される場合は、補助事業者が協議の上で決定した代表の補助事業者が交付申請書の提出を行うことができる。

（補助金の交付の決定及び通知）

第７条　知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第５条の規定により補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存すること。

（２）補助事業者は、補助事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従うこと。

（補助事業の変更等）

第９条　補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定により、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業変更承認申請書（様式第２号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の２０％以内での経費の変更、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更については、この限りではない。

２　補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、規則第６条第１項第３号の規定により、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付の申請を取り下げようとする補助事業者は、第７条の規定による通知を受け取った日から起算して１５日以内に、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金交付申請取下申請書（様式第４号）を、知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下申請書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による報告は、大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業実績報告書（様式第５号）を、補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行われなければならない。

２　前項の規定による実績報告書には、別表４に定める書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　知事は、前条による補助金の額の確定後、当該補助金を補助事業者に交付するものとする。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による通知を受け取った日以後速やかに大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金請求書（様式第６号）を、知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、その財産を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

２　当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ大阪府２０２５年大阪・関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第７号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める資産ごとの耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

３　知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を府に納付させることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和５年６月５日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費（２０２５年大阪・関西万博の機運醸成に係る経費に限る。） | 報償費 | ​外部講師及び出演者への謝礼等、補助事業者以外の者に支払う経費。ただし、補助事業者による実施が困難で外部講師及び出演者の招へいがやむを得ないものに限る。 |
| 旅費 | 外部講師及び出演者の招へいに要する経費。ただし、タクシーの利用は、他に利用可能な公共交通機関がないとき、又は公共交通機関を利用した場合に事業の実施に支障を来すと認められるときに限る。 |
| 需用費 | 消耗品費（PRグッズ、各種材料費、食材費、教材・資料代等）、燃料費、光熱水費、印刷製本費（写真現像・印刷代等） |
| 役務費 | 通信費、広告料、手数料、保険料、資材等運搬費 |
| 委託費 | 補助事業者による実施が困難で外部委託することがやむを得ないものに限る。 |
| 使用料及び賃借料  | 会場借上料、バス借上料、施設入場料等 |
| その他 | 知事が必要と認める経費 |
| 補助対象外経費 | 人件費等 | 人件費 |
| ボランティアへの謝礼 |
| 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が講師や出演した場合の謝礼 |
| 旅費 | 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が事業調整に要する旅費 |
| 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が講師や出演した場合の旅費 |
| 維持・管理費等 | 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が所有又は管理する事務所等を維持するための経費 |
| 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が通常の活動に要する経費 |
| 食糧費 | 弁当、飲み物などの食事経費 |
| 使用料及び賃借料 | 補助事業者及びその構成員のほか、補助対象事業の構成員が所有する物品等の使用料 |
| 備品購入費 | ‐ |
| その他 | 第７条の規定による交付の決定を受ける前の経費府の他の補助制度の対象となった経費事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して知事が不適切と認める経費 |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助率 | 補助対象経費（寄付金や広告収入等の収入及び国等の補助金を除く）の２分の１以内 |
| 補助上限額 | １イベントあたり５００千円 |

別表３（第６条関係）

|  |
| --- |
| （１）事業計画書（様式１号－２）（２）経費積算の根拠資料（３）申請確認書（様式１号－３）（４）補助事業者と事業の主催・共催団体との関係がわかる資料（５）補助事業の万博の機運醸成にかかる効果の検証方法がわかる資料（６）その他知事が必要とする資料 |

別表４（第１１条関係）

|  |
| --- |
| （１）事業実績報告書（様式第５号－２）（２）収支の内訳がわかる書類（契約書、請求書、領収書等）（３）補助事業の成果物各種（実施時の写真、ＰＲパンフレット、備品管理台帳等）（４）補助事業の万博の機運醸成にかかる効果の検証結果がわかる資料（補助事業のアンケート結果等）（５）その他知事が必要とする資料 |